

2023
07
July



CLIENT



No.372

税務トピックス

- 〈令和5年度税制改正〉
相続税と贈与税の改正について

P1

税務トピックス

- iDeCoによるセカンドライフの
資金作りについて

P2

労務トピックス

- スタッフが退職する際の各種手続き

P3

Q&A ~皆様からのご質問にお答えします~

- 楽しい給与計算を利用して
標準月額を知りたい

P4

Q&A ~皆様からのご質問にお答えします~

- 美術品を購入した場合には
経費となりますか？

P5

Q&A ~皆様からのご質問にお答えします~

- 国外居住親族に係る扶養控除

P6

税務トピックス

- 5類感染症移行による
スタッフへの対応について

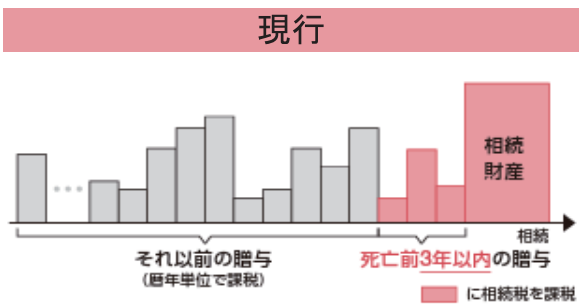
P7



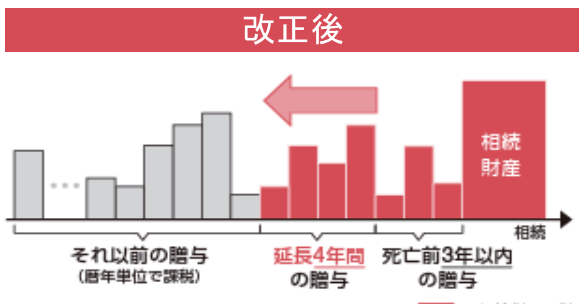
資産課税の改正は、ここ数年と比較して非常に大きな改正となりました。多くの富裕層が生前贈与を繰り返すことで将来の相続財産を圧縮する対策を行ってきましたが、財務省はこれを長らく問題視してきました。今回の税制改正により、相続税と贈与税を一体的にとらえて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方が大幅に見直されます。今回は、主に暦年課税の改正の概要についてご説明いたします。

見直しは、2024年1月1日以後に受けた贈与について適用されます。

暦年課税



- 暦年ごとに贈与額に対し累進税率を適用。基礎控除110万円。
- ただし、相続時には、死亡前3年以内の贈与額を相続財産に加算して相続税を課税(納付済みの贈与税は税額控除)。

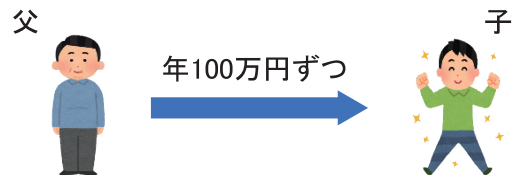


- ・加算期間を7年間に延長
- ・延長4年間に受けた贈与については総額100万円まで相続財産に加算しない

出典：財務省「令和5年度税制改正（案）のポイント」

改正の影響

【例】毎年100万円ずつ、父から子へ贈与しているケース



〈改正の影響なし〉

父の死亡日	加算対象期間	加算金額
現在から2027年1月1日まで	直近3年分	300万円

〈改正の影響あり〉

父の死亡日	加算対象期間	加算金額
2027年1月2日から2028年1月1日まで	直近4年分	300万円
2028年1月2日から2029年1月1日まで	直近5年分	400万円
2029年1月2日から2030年1月1日まで	直近6年分	500万円
2030年1月2日以降	直近7年分	600万円

※改正の影響が出るのは2027年1月2日以降に発生した相続からで、受贈財産の総額から100万円を控除した残額が加算されるようになります。

iDeCoは、2022年の法改正により、それ以前と比較して加入しやすくなりました。さらに2024年12月以降、確定給付型に加入する場合の拠出限度額引き上げの為、セカンドライフの資金作りとして注目が高まっています。

■ 2022年の法改正

【受け取り開始期間の拡大】

受け取り開始期間が60歳から75歳未満までに拡大。

公的年金の繰り下げが75歳未満まで可能になることから、多様な働き方や生活に対しより柔軟になりました。

【加入可能年齢の拡大】

原則65歳未満までの方が加入可能。

国民年金被保険者ということだけが加入要件となりますが、例外としてiDeCoの老齢給付金を受給した方や

公的年金を65歳前に繰り上げ受給した方はその限りではありません。

【企業型DC加入者のiDeCo加入要件の緩和】

iDeCoに加入できなかった企業型DC加入者の方も加入の選択が可能。



■ 自分の拠出額の満額はいくらなのか

iDeCoでは、毎月拠出できる掛金に上限があります。

下限額は月5千円で、千円単位で自由に金額を設定可能です。

上限額は国民年金保険の加入状況、いわゆる職業別で異なります。

契約後の注意点

- | | |
|--------------|----|
| 1.途中引き出し | 不可 |
| 2. " 解約 | 不可 |
| 3. " 停止 | 可 |
| 4. " 拠出額変更 | 可 |
| 5.元本割れのリスクあり | |

■ 国民年金保険の加入状況別上限額と平均掛け金一覧

国民年金保険の加入状況	具体的な職業	掛け金の拠出上限額	平均掛け金額 2023年3月※2
第1号被保険者	個人事業主とその家族、専従者など (個人歯科医院・クリニックの医院長)など	月額：6.8万円※1 年額：81.6万円	28,551円
第2号被保険者 (厚生年金の被保険者)	企業年金に加入していない従業員 (医療法人理事長、役員、歯科衛生士)など	月額：2.3万円 年額：27.6万円	16,833円
	企業DCのみに加入している従業員 (医療法人理事長、役員、歯科衛生士)など	月額：2.0万円 年額：24万円	11,361円
	上記以外の従業員・公務員など	月額：1.2万円 年額：14.4万円	11,030円
第3号被保険者	第2号被保険者のに扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者(専業主婦(夫)、パートなど)	月額：2.3万円 年額：27.6万円	15,315円

※1 国民年金基金に加入している場合は、拠出上限額は合算した6.8万円となります。

※2 iDeCo公式サイト iDeCo(個人型確定拠出年金)の加入等の概況(2023年3月)join_overview_R0503.pdf

■ こんな人におすすめ！

iDeCoはあらゆる年代の方が活用できる制度ですが、一覧にあるように、上限額いっぱいには掛け金を設定している方は少ないです。途中で引き出すことができないため、自分の働き方や生活スタイルに合わせて計画的に拠出額を設定する必要があります。また、始める時期は早ければ早い方が良いと言われますが、法改正により65歳まで加入できるようになったiDeCoは、50代から始めても節税メリットを受けることが可能です。非課税の運用益でセカンドライフの資金作りをしつつ、掛け金は全額所得控除となり、その年の所得税や翌年の住民税が軽減できるため幅広い年代に大きなメリットがあります。

スタッフが退職する際の社会保険や住民税等の各種手続きについてまとめました。歯科医院・クリニック内で対応している方は是非ご活用ください。

■ やらなければならないこと

- 1) 社会保険の喪失手続き 3) 住民税の切替え手続き
- 2) 雇用保険の喪失手続き 4) スタッフへの源泉徴収票、離職票の提出



1) 社会保険の喪失手続き … 退職から5日以内

健康保険、厚生年金の資格喪失手続きを行います。
 管轄の年金事務所及び健康保険組合へ下記3点を提出してください。



- ① 健康保険・厚生年金被保険者資格喪失届（年金事務所）
- ② 本人・扶養親族分の健康保険証（年金事務所もしくは健康保険組合）
- ③ 健康保険組合所定の資格喪失届（協会けんぽは不要）

<退職時期により保険料の負担が変わります>

月の途中で退職する場合：退職月の前月分の保険料を負担します。
 月末に退職する場合：退職月の前月と退職月の2か月分の保険料を負担します。
 例) 6/15退職 → 5月分の保険料を負担
 6/30退職 → 5～6月の2か月分の保険料を負担

歯科医院・クリニックによって天引きのタイミングが異なるため、ご不明な場合は担当者へお問い合わせください。

2) 雇用保険の喪失手続き … 退職から10日以内

雇用保険の資格喪失手続きを行います。
 管轄のハローワークへ下記6点をご提出ください。



- ① 雇用保険被保険者喪失届
 ——以下は離職票を希望される場合のみ追加で必要になります——
- ② 離職証明書 ⑤ 出勤簿又はタイムカード
- ③ 労働者名簿 ⑥ 離職理由の確認ができる書類のコピー（退職届等）
- ④ 賃金台帳

<給与で控除するのはいつまで？>

退職時期を問わず最終給与まで控除します。

3) 住民税の切替え手続き … 退職日の翌月10日まで

手続きや徴収方法については、退職者の居住する市区町村により異なる場合がありますので必ず市区町村へご確認のうえ手続きを行ってください。下記は一般的な流れを紹介しています。

必要書類：給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

次の就職先が決まっている場合	次の就職先が決まっていない場合	
①特別徴収の継続手続き 異動届出書を再就職先へ提出 (再就職先から市区町村へ提出)	②1～6月退職 手続き不要 未納分を最終給与で一括徴収	③7～12月退職 普通徴収へ切替え 異動届出書を市区町村へ提出

※弊法人では再就職先の有無にかかわらず②③の方法を推奨しております。

4) 源泉徴収票、離職票の提出 … 退職から1か月以内

退職者の当年1月1日から最終支給給与までの金額で源泉徴収票を発行します。
 離職票は2で手続きをしたもので、希望者のみにお渡しします。

各種手続きについてご不明点がありましたら、各手続き先へお問い合わせください。

Question

社会保険料の算定基礎届を提出したいのですが、「楽しい給与計算」を利用して簡単に標準月額を出す方法はありますか。

Answer

楽しい給与計算では4～6月の支給合計額と総計、平均を表示した参考資料を出力できます。

①「その他のメニュー」の給与情報から該当年度をクリックする

②左上の各種帳票欄の「社会保険料の算定」をクリックする。

③「被保険者報酬月額算定基礎届」作成用参考資料をクリックする

④参考資料が表示される

検料算定判定シミュレーション

ツール **社会保険料算定判定シミュレーション**
 マニュアル **社会保険料算定判定シミュレーション用マニュアル**

CSVデータ
 ダウンロード

【点】
 ツールはパソコン上で実行してから利用してください。
 保存しないで開くと正常に動作しません。

※「被保険者報酬月額算定基礎届」作成用参考資料

「被保険者報酬月額算定基礎届」作成用参考資料
 印刷用

この資料は被保険者報酬月額算定基礎届を作成する際の参考資料；
 4月、5月、6月の支給合計額とその総計、平均を表示しています。
 算定のための諸条件は加味していないデータになります。
 出勤日数は出勤日数と有休日数の合計です。
 支払基礎日数の判断等は行っていませんのでご自身で行ってください。

「被保険者報酬月額算定基礎届」作成用参考資料

NO	氏名	生年月日	令和5年4月		令和5年5月		令和5年6月		総計	平均
			出勤日数	報酬	出勤日数	報酬	出勤日数	報酬		
1	藤が龍太郎	昭和22年1月22日		245,000		245,000		245,000	735,000	245,000
2	藤が雛花子			153,200		153,200		153,200	459,600	153,200
3	藤が龍一郎			3,000,000		3,000,000		3,000,000	9,000,000	3,000,000
4	次郎								0	0

4月、5月、6月、総計、平均を算定の表に記入して下さい。

社会保険料の算定届提出期限は7月10日（月）となります。
 年金事務所、健康保険組合などから用紙が届きましたら、忘れずに提出をお願いいたします。

Question

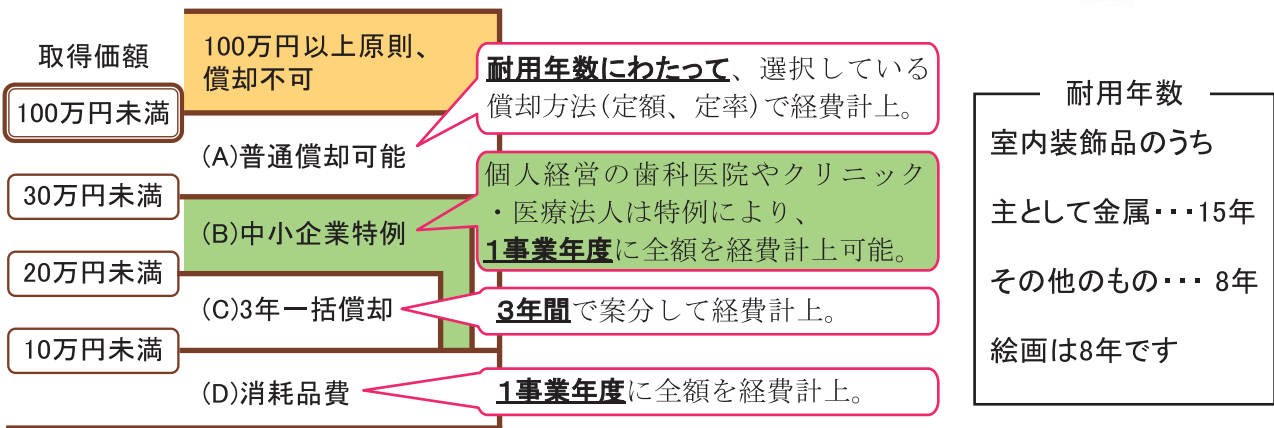
待合室に絵画を飾ろうと考えています。美術品は経費にならないと聞いたことがあります、
 医院・クリニックの経費にはできないのでしょうか？

Answer

美術品は一般的に経費には出来ないといわれていましたが、平成27年度の
 税制改正により100万円未満のものは経費に出来るようになりました。
 ただし事業用として使用していることが大前提となります。



■ 金額による取り扱いの違い



■ 取得価額が100万円以上のもの

100万円以上の美術品等は、原則として減価償却資産できません。
 しかし「時の経過によりその価値が減少することが明らかなもの」に該当する場合は、減価
 償却資産として経費計上することが可能となります。その為には次の3つを全て満たす必要が
 あります。

- 1 会館のロビーや葬祭場のホールのような不特定多数の者が利用する場所の
 装飾用や展示用（有料で公開するものを除く）として取得されるものであること。
- 2 移設することが困難で当該用途にのみ使用されることが明らかなものであること。
- 3 他の用途に転用すると仮定した場合に、その設置状況や使用状況から見て美術品等
 としての市場価値が見込まれないものであること。

具体例

待合室に飾る目的で描いて
 もらい、打ち付けられて
 動かさない状態。



市場価値が見込まれず、
 再販しても値が付かない。

■ 固定資産税(償却資産)の取り扱い

下記表のとおり、減価償却可能な資産は固定資産税（償却資産）の対象となります。経費計上
 できるかと言う判断とは基準が異なります。

対 象	100万円以上で償却できるもの、(A)、(B)
対象外	100万円以上で償却できないもの、(C)、(D)

Question

スタッフの子供（18歳）が留学することになりました。複数年になる予定です。何か気を付けることはありますか。

Answer

2023年1月1日以後に支払いを受けるべき給与等の源泉徴収や年末調整に当たって、給与等の支払いを受ける方が、非居住者（1年以上の留学など現在まで国内に継続して1年以上居所を有していない個人）である親族について、扶養控除等の適用を受ける場合には、その親族に係る「親族関係書類」、「留学ビザ等書類」、「送金関係書類」又は「38万円送金書類」を、給与等の支払者に提出又は提示する必要があります。

注意：1年未満の短期留学の場合でも生計を一にしていることを確認するため、送金を行っていることがわかる書類をご確認ください。

《扶養控除に係る確認書類》

非居住者である親族の年齢等の区分	扶養控除等申告書の提出時に必要な書類	年末調整時に必要な書類
16歳以上30歳未満又は70歳以上	「親族関係書類」	「送金関係書類」
30歳以上70歳未満	① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者	「親族関係書類」及び「留学ビザ等書類」
	② 障害者	「親族関係書類」
	③ あなたからその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者	「親族関係書類」
(上記①～③以外の者)	(扶養控除の対象外)	

令和 年 月 日
令和 年分 送金関係書類の明細書
(住所)
(国外居住親族の氏名) (氏名)

支払日	支払方法	支払額
令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 為替取引 <input type="checkbox"/> クレジットカード	
令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 為替取引 <input type="checkbox"/> クレジットカード	
令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 為替取引 <input type="checkbox"/> クレジットカード	
令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 為替取引 <input type="checkbox"/> クレジットカード	
令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 為替取引 <input type="checkbox"/> クレジットカード	
令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 為替取引 <input type="checkbox"/> クレジットカード	
令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 為替取引 <input type="checkbox"/> クレジットカード	
令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 為替取引 <input type="checkbox"/> クレジットカード	
令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 為替取引 <input type="checkbox"/> クレジットカード	

必要書類の提出・提示がない場合は控除対象扶養親族等に含めずに年末調整の計算を行うこととなります。年末調整後、その年の源泉徴収票を作成する前に提出・提示があれば年末調整の再計算を行います。源泉徴収票作成後となった場合は本人が確定申告をすることとなります。

- ◆親族関係書類・・・①戸籍の附票の写しとパスポートの写し
②外国政府が発行した出生証明書など
- ◆留学ビザ等書類・・・①外国おける査証(ビザ)に類する書類の写し
②外国における在留カードに相当する書類の写し
※外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。
- ◆送金関係書類・・・①金融機関が発行した外国送金依頼書の控えなど
②クレジットカード(いわゆる家族カード)の利用明細書
※生活費又は教育費に充てるための支払いを行ったことを明らかにするもの
- ◆38万円送金書類・・・送金関係書類のうち送金の事実が38万円以上であることを明らかにする書類

年末調整で預かった書類は法令により7年間保存することとされていますので、扶養控除等申告書などと合わせて保存してください。

確定申告において、非居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける場合は、上記書類を確定申告書に添付とあります。弊法人では電子申告を行っておりますが、別途郵送やデータ添付を求められることも考えられますので、該当される方は担当者へ連絡いただくとともに書類のご用意をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の位置づけは、これまで、「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）」としていましたが、2023年5月8日から「5類感染症（季節性インフルエンザ等）」になりました。

新型コロナウイルス感染症は、5類感染症に指定されている季節性インフルエンザやRSウイルス感染症、後天性免疫不全症候群（エイズ）、風疹、麻疹（はしか）、水痘（みずぼうそう）、手足口病等と同様の取扱いとなります。

これに伴い、今後、スタッフが新型コロナウイルスに感染した場合の休業時の対応について解説します。



■ 新型コロナウイルス感染症に感染した場合の考え方について

新型コロナ患者や濃厚接触者に対して、感染症法に基づく外出自粛は求められなくなります。外出を控えるかどうかは、個人の判断に委ねられます。

■ スタッフを休ませる場合の措置について（休業手当、特別休暇）

新型コロナウイルスに感染した場合、各医院・クリニックの季節性インフルエンザの対応と同じになります。

一定期間は外出を控えることを推奨していますが、新型コロナウイルスに感染した、または発熱などの症状がある**スタッフが自主的に休まれる場合は、通常の病欠と同様に取り扱って頂き、病気休暇制度（事業所で任意に設ける休暇）を活用することなどが考えられます。**

一方、例えば「感染したことや発熱などの症状があることのみをもって一律にスタッフに休んでもらう措置をとる」といった、**事業主の自主的な判断で休業させる場合は、一般的には「使用者の責に帰すべき事由による休業」に当てはまり、休業手当を支払う必要があります。**

労働基準法第26条では、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、事業主は、休業期間中、当該スタッフに休業手当（平均賃金の100分の60以上）を支払わなければならないとされています。

■ 傷病手当金の申請について

新型コロナウイルス感染症でお休みしたスタッフが健康保険へ申請する「傷病手当」ですが、5月8日までは医師の証明がなくとも申請可能でした。5月8日以降は傷病手当金請求書には従来どおり、医師の証明が必要となっています。詳細は各種健康保険組合でご確認ください。

■ 事業主の方のための助成金について

5類以降に伴い、ほとんどの支援策は2023年3月31日をもって終了されています。引き続き利用可能な助成制度の詳しい支給の要件や手続については、厚生労働省HPをご参照ください。

<厚生労働省HP>



日本クレアス税理士法人 医療事業部

CLIENT 372号

■発行日：2023年7月5日

■発行元：日本クレアス税理士法人 医療事業部

■URL：<https://ca-medical.jp>

■お問合わせ先：電話 03-3593-3237 FAX 03-3593-3245



▼東京本社▼

〒100-6033 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビルディング33階
電話（代表）：03-3593-3235 FAX：03-3593-3246

<国内> 東京 / 大阪 / 高崎 / 富山 / 千葉 / 宮崎

日本クレアス税理士法人

日本クレアス社会保険労務士法人

弁護士法人日本クレアス法律事務所

株式会社コーポレート・アドバイザーズM&A

株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング

株式会社結い財産サポート

日本クレアス行政書士法人